

◆私立幼稚園における給食の提供及びスクールバスの運用に係る  
消費税の取扱いに伴うQ&Aについて

この度、文部科学省において、食育・安全確保の推進の観点等から、給食の提供やスクールバスの運用については幼稚教育の一環として行なうものであるとの前提のもと、給食の提供やスクールバスの運用に要する費用の消費税の取扱いについて、国税庁に照会したところ、①給食の提供に係る経費を「保育料」として徴収している場合、②スクールバスの維持・運営に係る経費を「施設設備費」として徴収している場合については、消費税が非課税となる旨の回答を得ました。つきましては、その取扱い等について関係省庁のご指導も得ながら、下記のとおりQ&Aを作成しましたので参考にしてください。

なお、給食の提供及びスクールバスの運用に係る消費税の個別・具体的な取扱いについて疑義がある場合には、当方で取りまとめ、関係省庁に確認しますので、ご連絡ください。

[今号は3枚]

私立幼稚園における給食の提供及びスクールバスの運用に係る  
消費税の取扱いに伴うQ&A

**問1** 非課税となる徴収費目を教えてください。

答1. 消費税法施行令には、消費税が非課税となる教育に係る役務の提供の対価として授業料（保育料）、入學金、入園料、施設設備費などが規定されており、これを受けて消費税法基本通達には、施設設備費（料）、施設拡充費、施設充実費、維持費、設備費等が例示されています。今回の場合は、給食の提供に係る経費を保育料として、スクールバスの運用に係る経費を施設設備費として徴収している場合には非課税となる旨の回答があったものです。

**問2** 職員の給食代や親の試食給食代は何科目になりますか。また、消費税の取扱いはどうなりますか。

答2. いずれも補助活動収入、又は、雑収入になります。また、消費税の取扱いについては、いずれも教育に係る役務の提供の対価には該当しないことから、課税の対象となります。

**問3**保育料、施設設備費ともに全園児一律の額で徴収することが原則と考えますが、給食を要しない子ども、スクールバスを利用しない子どもの取扱いはどうなりますか。

答3. 園則や要項等に特別な事情がある場合の減免規定を設け、保護者から減額申請をしていただくことにより、減免することになります。

**問4**給食の提供に係る経費又はスクールバスの運用に係る経費を保育料又は施設設備費にそれぞれ含めて徴収している場合で、上記問3にあるように減免する場合の、園児募集要項等における表記の方法はどうなりますか。

答4. 次のような表記の方法が考えられ、この場合の保育料及び施設設備費は非課税となります。

(1)保育料について

納付金の名称	納付金額
保育料 (給食の提供に係る経費を含む ※注)	月額 ○○○○円 ただし、特別の事情がある場合には、減免することができる。

(2)施設設備費について

納付金の名称	納付金額
施設設備費 (スクールバスの運用に係る経費を含む ※注)	月額 ○○○○円 ただし、特別の事情がある場合には、減免することができる。

(※注) 「保育料（給食代○○○○円を含む）」又は「施設設備費（スクールバス代○○○○円を含む）」のような表記は、給食代又はスクールバス代を個別に徴収するのと変わらないので、給食代又はスクールバス代は課税の対象となります。

**問5**給食の提供に係る経費を保育料として徴収している場合、年度末に給食を食べなかった日数分を返金してもいいですか。

答5. 返金できません。休暇分に係る保育料を返金しないことと同じ考え方です。

**問6**現行のまま、給食代やスクールバス代として保育料等とは別個に徴収し、決算時に、保育料等に振り替えた場合、当該給食代等は非課税になりますか。

答6. 非課税なりません。

**問7**すでに、平成19年度の募集も終わっているのに、これから保育料等に係る園則の変更はできるのですか。

答7. 今回は、各県の行政担当によりますが、多くの県が園則変更届を受理する方向で検討しているようです。北海道ではすでに、今回のための園則変更届を受理する旨の事務連絡を各園宛に行っております。添付書類は、理事会の議事録、変更後の募集要項、園則の新旧対照表、保護者に対する説明資料となっております。

**問8**外部委託をしている場合の給食代の消費税の取扱いはどうなりますか。

答8. 給食を外部委託している場合であっても、外部委託業者に支払う費用を保育料として徴収している場合には、非課税となります。ただし、給食代を保護者から預かって（預かり金で処理）、外部委託業者に支払っている場合には、幼稚園はその取次ぎをしているに過ぎないことから、幼稚園において消費税の課税関係は生じないこととなります。なお、課税関係が生じないのは、実費精算が行われ、幼稚園に差額が生じない場合に限られます。したがって、幼稚園に歩留まりが生じる場合には、給食代としてではなく、保育料として徴収しなければ、消費税は非課税とはなりません。

**問9**自園給食の材料費は何科目になりますか。

答9. 教育研究経費の給食材料費、給食消耗品費等が適当と思われます。

**問10**スクールバスの運用に係る経費は何科目になりますか。

答10. 教育研究経費の車両維持費、車両燃料費等が適当と思われます。

**問11**保育料や施設設備費を変更した場合、保護者からクレームがきませんか。

答11. 各園の事情によりますが、問い合わせが来ることも予想されます。しかしながら、全体的な納付金額に変更がないわけですから、説明し理解してもらうことが大切なことです。

**問12**今回の取扱いが各県の税務署に周知徹底されるのはいつ頃ですか。

答12. 具体的にいつ頃とは分かりませんが、国税当局においても今回の取扱いが周知徹底されるものと聞いています。

**問13**課税事業者から免税事業者への変更届はいつ提出すればいいですか。

答13. 基準期間（2年前）の課税収入が1,000万円以下になった時です。詳しくは、私立幼稚園税務会計Q&A（全日私幼連）Q48をご参照ください。